

～相談事例～

こんな時、どうするの

自治会所有の集会所が古くなって解体するのですが、事前に調査するってどういうこと？



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(相談者)

私は自治会の役員をしています。自治会の集会所が古くなり建て替えることになりました。解体には建築事務所を通して業者をお願いするのですが、見積書には、なにやら調査費用という項目があり何十万も取られるようです。何を調査するのか、私が勉強して調べることができるでしょうか。何を調べればいいのですか。

(協会)

大気汚染防止法では、解体するときに石綿が使用されている材料があるか調べるのが義務付けされていますが、今年 10 月から資格者が調べて、事業者が事前に届出なければならない制度になりました。

今までは、発注者が所有する設計図書などの情報から、建材に石綿が含まれているか調べて、非飛散性の石綿含有建材しか使われていない場合は解体現場に掲示することで済みました。今後、床面積が 80㎡を超える建物の解体の場合には有資格者が調査し、非飛散性であっても石綿含有建材があった場合は作業基準を守る義務が課せられています。

(相談者)

自治会館は 80 ㎡を超えるから、調査しないといけないんですね。まだ施行前だから、資格者が調査しなくても大丈夫ですね。私は建材の知識があるので調べられると思うが。

(協会)

ご存じのとおり昭和の建物であれば非飛散性のスレートやPタイルなどが使用されている可能性は高く、これらの廃棄物は非飛散性の含有建材として処分をすることになります。法施行前ですので、経験のある方が調査記録を作成し施工者と共に保管しておく方法はあります。環境省は義務付け適用以前においても、事前調査は資格者が望ましいとしていますけど、蛇足ですが、規模以上ですので、建設リサイクル法の届出は必要です。

(相談者)

やってみます。資金がないからできることはやってみます。

(協会)

今回の改正では、解体工事の発注者に調査費用等を適正に負担することと、調査への協力義務が追加されていますので、自治会の皆様にも理解していただき対応をお願いします。

石綿は解体時に心配だと訴える方も一定数いますし、解体業の作業者の安全という視点もあります。石綿に関する法令は年々見直され厳しくなっていて、健康被害について無視しがたいものがあると受け止めていただければと思います。

(相談者)

そうですね。役員に説明してみます。

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、9月1日現在、正会員 193 社・賛助会員 24 社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016